



税のしるべ

第3693号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

- 自動車等通勤の非課税限度額引上げ 2面
- 6年度分の会社標本調査を公表 2面
- 防衛特別法人税で評価通達を改正 3面
- 中小M&Aの資格試験を実施へ 4面

8年度税制改正法 年度内に成立

原則4月1日に施行 大企業向け賃上げ税制は廃止

国税、地方税それぞれの令和8年度税制改正法が3月31日、参院本会議で可決・成立した。1月23日に衆院解散、2月8日に総選挙が行われ、審議日程が窮屈だったため、8年度予算の年度内成立が困難となり、本予算成立までのつなぎとして暫定予算(3月30日に成立)が組まれたが、税制改正法は年度内成立に漕ぎつけた。改正内容は原則として4月1日に施行されている。

本予算と予算関連法 正法が3月31日に成立した場合に適用できた大企業向け賃上げ促進税制は1年前倒しで廃止に成立していた。

成立している。ただ、暫定予算が組まれた年は同様とはならず、前回は暫定予算が組まれた平成27年度(26年12月14日に総選挙があった)は、暫定予算が3月30日に成立、税制改

正法が3月31日に成立した場合に適用できた大企業向け賃上げ促進税制は1年前倒しで廃止に成立していた。

正法が3月31日に成立した場合に適用できた大企業向け賃上げ促進税制は1年前倒しで廃止に成立していた。中堅企業、中小企業向けでも教育訓練費に係る上乗せ措置が同じく1年前倒しで廃止されるとともに、中堅企業向け措置は賃上げ基準が従来よりも厳しくなった。他方、8年度税制改正の目玉

食事支給の非課税限度額 月7500円に引き上げ

4月1日以後に支給の食事に適用

国税庁は3月31日、所得税基本通達を改正し、使用者(会社)からの食事支給により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる食事支給に係る使用者の負担額の上限を、従来の月額3500円から7500円に引き上げた。令和8年4月1日以後に支給すべき食事に適用されて

いる。また、法

令解釈通達である「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」を改正し、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が課税とされる1回の支給額を、従来の300円以下から6500円以下へと引き上げた。

深夜勤務の夜食代に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

環。食事支給に係る所得税の非課税限度額、

の一つとされる大胆な投資促進税制(特定生産性向上設備等投資促進税制)の創設は、産業競争力強化法の改正を前提としているが、産業競争力強化法の改正案は国会に提出されているものの、審議入りはしておらず、実際の税制の適用には、まだ時間がかかりそうだ。

個人所得関係では、物価の上昇に連動して基礎控除等(本則部分)を引き上げる仕組みが創設された。これに基づいて所得税の基礎控

除は、政府が昨年12月に閣議決定した8年度税制改正大綱で明らかにされていた。

食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額は、役員または使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、①役員または使用人から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の50%相当額以上であること、②

除が合計所得金額2350万円以下の者を対象に4万円引き上げられ、また、所得税と個人住民税で給与所得控除の最低保障額が4万円引き上げられた。加えて、7年度税制改正で創設された所得税の基礎控除の特例による基礎控除の加算額が、2年間に限り合計所得金額が489万円以下である場合は一律42万円となることも

に、所得税と個人住民税で給与所得控除の最

高保障額を2年間に限り5万円引き上げる特例が創設された。これにより、8年分から所得税の課税最低限は178万円に、9年度分からの個人住民税の課税最低限は119万円になった。なお、源泉徴収義務者の事務負担に配慮して源泉徴収での対応は9年分の所得からで、8年分は年末調整で対応する。

消費税は、インボイスの定着をより確実なものとする観点から、

が処分を取消しなどを求めている訴訟で、最高裁は5月29日に口頭弁論を開催する。

一番の東京地裁は納税者の一部勝訴、二審の東京高裁は納税者の全面勝訴だった。

最高裁の口頭弁論開催は下級審の判断の変更に必要手続きとされている。口頭弁論が開催されても高裁の判断が維持されることもあるが、納税者の全面勝訴だった高裁判決が変更される可能性が出てきた。

令和8年度税制改正大綱を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

債務免除益訴訟 弁論を開催へ

最高裁が5月29日に

被相続人の金融機関に対する債務について、その相続人(納税者)が被相続人の生前に金融機関との間で成

立した被相続人が一定額の分割金を支払った場合には残部につき債務免除するとの裁判上の和解に基づき債務免除を受け、その金額を総所得に算入せずに所得等の確定申告を行ったところ、課税庁が同金額(債務免除益)は一時所得の総収入金額に算入されるべきものだとして更正処分等を行ったことから納税者

が処分を取消しなどを求めている訴訟で、最高裁は5月29日に口頭弁論を開催する。

一番の東京地裁は納税者の一部勝訴、二審の東京高裁は納税者の全面勝訴だった。

最高裁の口頭弁論開催は下級審の判断の変更に必要手続きとされている。口頭弁論が開催されても高裁の判断が維持されることもあるが、納税者の全面勝訴だった高裁判決が変更される可能性が出てきた。

令和8年度税制改正大綱を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版



<https://shirube.zaiko.or.jp>

税のしるべ電子版

検索

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03(3829)4141(代)

FAX 03(3829)4001

URL <https://www.zaiko.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

望月文夫・宮翔太 共著

▼A5判・230頁・定価2420円(税込)

税法大学院ガイドブック

―入試対策から修士論文の書き方まで―

●これから大学院を目指す学生や税理士事務所働きながら大学院進学を考えている人、また、大学院に在学中で論文執筆に困っている人等に向け、大学院で論文指導を行ってきた元教授と大学院経由で税理士になった修士生が、修士論文の書き方を中心に、志願理由書の書き方や研究テーマの選び方、判決文の読み方、大学院生活の過ごし方などについて具体例を交えて解説。

川田剛 著

▼A5判・520頁・定価3630円(税込)

訂版 租税法入門

●租税制度の仕組みを基礎から学ぶために、租税に関する基本事項の解説に始まり、租税体系の概要解説、国税・地方税の各税のあらまし、租税の徴収から納税者の権利救済まで、体系的に平易に解説をした「租税法」の入門解説書。令和8年度改正に対応した最新版。巻末には、わが国の租税制度を学ぶ上で重要な資料のほか、法令や通達に用いられている基本用語や慣用語についての解説を収録。

西村浩司・漢昭弘 共著

▼A5判・200頁・定価1980円(税込)

もしもの時に役に立つ! 経営者のための税務知識と不服申立ての実務

●事業活動をする上で関係する税について、また、「税務調査」から「不服申立て」や「裁判」に至る手続きなど、申告の後に起こり得る税務対応の流れや勘所といった経営者に押さえてもらいたいポイントや、国税職員・税理士として経験豊富な著者が簡潔に整理し、わかりやすく解説。

川田剛 編著

▼A5判・290頁・定価2200円(税込)

令和8年度版 基礎から身につく国税通則法

●国税通則法を体系的に理解できるように構成し、解説には、実務上の指針となる裁判例・裁決例を引用し、図表や設例、カットなども豊富に交えて分かりやすく解説。令和8年度の税制改正を踏まえ解説をした最新版。解説には、理解の一助として国税通則法の根拠条文番号を引用。また、巻末に、主要用語の索引並びに判例・裁決例索引を収録。

木山泰嗣 著

▼新書判・200頁・定価1540円(税込)

税制改正なんて、勉強する意味ありますか?

―「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる本―
●昨今、「年収の壁問題」や「物価上昇対応」、「高校生年代の扶養控除」、「防衛費増税」、「タワマン節税」や「不動産価格高騰」など、暮らしに直結する様々なトピックスで選挙の争点となり、国民の関心を集める「税制改正」。そのおもしろいところや文書、「税制改正大綱」に脚光を当て、日本の税制のゆくりについてわかりやすく解説する。日本の未来、あるべき方向を考えていくきっかけになる一書。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03(3829)4141(代) FAX 03(3829)4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!
<https://www.zaiko.or.jp>



法人数約300万社 過去最多

6 年度分会社標本調査

国税庁は3月30日、令和6年度分会社標本調査を公表した。これは、6年4月1日から7年3月31日までの間に終了した各事業年度について、7年8月末現在で取りまとめたものの。同年度調査におけるサンプルは約242万社（母集団数約300万社）となっている。 6年度分の法人数全体は、前年度比4万2963社増加（前年度比1.5%増）の29万99680社と12年連続の増加で、過去最	多だった。299万9680社うち、通算親法人は2007社、通算子法人は1万6044社となっている。 法人数全体のうち、利益計上法人は同3万8241社社増加（同3.3%増）の119万1755社と4年連続で増加し、過去最多だった。 他方、欠損法人は、同4722社増加（同0.3%増）の180万7925社と5年連続で増加した。なお、全法人に占める欠損法
--	--

人割合は、同0・7割 減の60・3%だった。	た。営業収入金額に對 する所得金額の割合
営業収入金額は、同 62兆7228億円増加 (同3・6%増)の1 822兆9016億円 と4年連続の増加で、 過去最高。このうち利 益計上法人について見 ると、同69兆6865 億円増加(同5・1% 増)の1443兆76 21億円と増加し、過 去最高だった。所得金 額も、同10兆2914 億円増加(同11・2% 増)の102兆609 億円と過去最高だっ た。	は、同0・ 4割増の7・1%とな っている。 営業収入金額、所得 金額ともに過去最高と なった理由として、前 年と同様に為替相場の 円安基調、資源価格の 高騰などが挙げられ る。
	法人税額は、同2兆 2845億円増加(同 13・9%増)の18兆6 822億円と4年連続 で増加し、過去最高だ った。

所得税額控除は、1兆9545億円減少（同50・3%減）の1兆9274億円と、2年連続で減少した。これは、4年度税制改正の親会社間配当に係る源泉徴収取り止めの制度変更が、昨年に引き続き影響している。この改正により、子法人は配当等に係る源泉徴収事務負担がなくなり、親法人は受取配当等に係る源泉所得税相当額の所得税額控除による還付請求手続の事務負担がなくなった。	外国税額控除は、同761億円増加（同6・3%増）の1兆2808億円と4年連続で増加、海外の稼働所得が増えていることがうかがえる。
繰越欠損金の当期控除額は、同4539億円減少（同4・1%減）の1兆5157億円と減少し、翌期繰越額も、同2兆400億円減少（同2・6%減）の75兆4819億円と減少した。	交際費等の支出額

は、同2298億円増加（同5・5%増）の4兆4139億円と3年連続で増加。これは、6年度改正により交際費等の損金不算入制度の飲食費の上限が一人5000円以下から1万円以下に引き上げられたことが要因。支出額4兆4139億円のうち、損金不算入額は、同836億円増加（同7・9%増）の1兆1446億円で、損金不算入割合は同0・5%（25・9%増）となっている。

駐車場等の料金相当額加算も

改正内容は表のとおり。	られていた。今回の改正では、これまで同55キ以上は一つの通勤距離の区分とされていたところを、55キ以上65キ未満、65キ以上75キ未満、75キ以上85キ未満、85キ以上95キ未満、95キ以上について新たな通勤距離の区分が設けられた。通勤距離が
片道10キ以上から同55キ以上（当時）までの非課税限度額は昨年11月の改正で引き上げ	55キ以上105キ未満、105キ以上125キ未満、125キ以上145キ未満、145キ以上165キ未満、165キ以上185キ未満、185キ以上205キ未満、205キ以上225キ未満、225キ以上245キ未満、245キ以上265キ未満、265キ以上285キ未満、285キ以上305キ未満、305キ以上325キ未満、325キ以上345キ未満、345キ以上365キ未満、365キ以上385キ未満、385キ以上405キ未満、405キ以上425キ未満、425キ以上445キ未満、445キ以上465キ未満、465キ以上485キ未満、485キ以上505キ未満、505キ以上525キ未満、525キ以上545キ未満、545キ以上565キ未満、565キ以上585キ未満、585キ以上605キ未満、605キ以上625キ未満、625キ以上645キ未満、645キ以上665キ未満、665キ以上685キ未満、685キ以上705キ未満、705キ以上725キ未満、725キ以上745キ未満、745キ以上765キ未満、765キ以上785キ未満、785キ以上805キ未満、805キ以上825キ未満、825キ以上845キ未満、845キ以上865キ未満、865キ以上885キ未満、885キ以上905キ未満、905キ以上925キ未満、925キ以上945キ未満、945キ以上965キ未満、965キ以上985キ未満、985キ以上1005キ未満、1005キ以上1025キ未満、1025キ以上1045キ未満、1045キ以上1065キ未満、1065キ以上1085キ未満、1085キ以上1105キ未満、1105キ以上1125キ未満、1125キ以上1145キ未満、1145キ以上1165キ未満、1165キ以上1185キ未満、1185キ以上1205キ未満、1205キ以上1225キ未満、1225キ以上1245キ未満、1245キ以上1265キ未満、1265キ以上1285キ未満、1285キ以上1305キ未満、1305キ以上1325キ未満、1325キ以上1345キ未満、1345キ以上1365キ未満、1365キ以上1385キ未満、1385キ以上1405キ未満、1405キ以上1425キ未満、1425キ以上1445キ未満、1445キ以上1465キ未満、1465キ以上1485キ未満、1485キ以上1505キ未満、1505キ以上1525キ未満、1525キ以上1545キ未満、1545キ以上1565キ未満、1565キ以上1585キ未満、1585キ以上1605キ未満、1605キ以上1625キ未満、1625キ以上1645キ未満、1645キ以上1665キ未満、1665キ以上1685キ未満、1685キ以上1705キ未満、1705キ以上1725キ未満、1725キ以上1745キ未満、1745キ以上1765キ未満、1765キ以上1785キ未満、1785キ以上1805キ未満、1805キ以上1825キ未満、1825キ以上1845キ未満、1845キ以上1865キ未満、1865キ以上1885キ未満、1885キ以上1905キ未満、1905キ以上1925キ未満、1925キ以上1945キ未満、1945キ以上1965キ未満、1965キ以上1985キ未満、1985キ以上2005キ未満、2005キ以上2025キ未満、2025キ以上2045キ未満、2045キ以上2065キ未満、2065キ以上2085キ未満、2085キ以上2105キ未満、2105キ以上2125キ未満、2125キ以上2145キ未満、2145キ以上2165キ未満、2165キ以上2185キ未満、2185キ以上2205キ未満、2205キ以上2225キ未満、2225キ以上2245キ未満、2245キ以上2265キ未満、2265キ以上2285キ未満、2285キ以上2305キ未満、2305キ以上2325キ未満、2325キ以上2345キ未満、2345キ以上2365キ未満、2365キ以上2385キ未満、2385キ以上2405キ未満、2405キ以上2425キ未満、2425キ以上2445キ未満、2445キ以上2465キ未満、2465キ以上2485キ未満、2485キ以上2505キ未満、2505キ以上2525キ未満、2525キ以上2545キ未満、2545キ以上2565キ未満、2565キ以上2585キ未満、2585キ以上2605キ未満、2605キ以上2625キ未満、2625キ以上2645キ未満、2645キ以上2665キ未満、2665キ以上2685キ未満、2685キ以上2705キ未満、2705キ以上2725キ未満、2725キ以上2745キ未満、2745キ以上2765キ未満、2765キ以上2785キ未満、2785キ以上2805キ未満、2805キ以上2825キ未満、2825キ以上2845キ未満、2845キ以上2865キ未満、2865キ以上2885キ未満、2885キ以上2905キ未満、2905キ以上2925キ未満、2925キ以上2945キ未満、2945キ以上2965キ未満、2965キ以上2985キ未満、2985キ以上3005キ未満、3005キ以上3025キ未満、3025キ以上3045キ未満、3045キ以上3065キ未満、3065キ以上3085キ未満、3085キ以上3105キ未満、3105キ以上3125キ未満、3125キ以上3145キ未満、3145キ以上3165キ未満、3165キ以上3185キ未満、3185キ以上3205キ未満、3205キ以上3225キ未満、3225キ以上3245キ未満、3245キ以上3265キ未満、3265キ以上3285キ未満、3285キ以上3305キ未満、3305キ以上3325キ未満、3325キ以上3345キ未満、3345キ以上3365キ未満、3365キ以上3385キ未満、3385キ以上3405キ未満、3405キ以上3425キ未満、3425キ以上3445キ未満、3445キ以上3465キ未満、3465キ以上3485キ未満、3485キ以上3505キ未満、3505キ以上3525キ未満、3525キ以上3545キ未満、3545キ以上3565キ未満、3565キ以上3585キ未満、3585キ以上3605キ未満、3605キ以上3625キ未満、3625キ以上3645キ未満、3645キ以上3665キ未満、3665キ以上3685キ未満、3685キ以上3705キ未満、3705キ以上3725キ未満、3725キ以上3745キ未満、3745キ以上3765キ未満、3765キ以上3785キ未満、3785キ以上3805キ未満、3805キ以上3825キ未満、3825キ以上3845キ未満、3845キ以上3865キ未満、3865キ以上3885キ未満、3885キ以上3905キ未満、3905キ以上3925キ未満、3925キ以上3945キ未満、3945キ以上3965キ未満、3965キ以上3985キ未満、3985キ以上4005キ未満、4005キ以上4025キ未満、4025キ以上4045キ未満、4045キ以上4065キ未満、4065キ以上4085キ未満、4085キ以上4105キ未満、4105キ以上4125キ未満、4125キ以上4145キ未満、4145キ以上4165キ未満、4165キ以上4185キ未満、4185キ以上4205キ未満、4205キ以上4225キ未満、4225キ以上4245キ未満、4245キ以上4265キ未満、4265キ以上4285キ未満、4285キ以上4305キ未満、4305キ以上4325キ未満、4325キ以上4345キ未満、4345キ以上4365キ未満、4365キ以上4385キ未満、4385キ以上4405キ未満、4405キ以上4425キ未満、4425キ以上4445キ未満、4445キ以上4465キ未満、4465キ以上4485キ未満、4485キ以上4505キ未満、4505キ以上4525キ未満、4525キ以上4545キ未満、4545キ以上4565キ未満、4565キ以上4585キ未満、4585キ以上4605キ未満、4605キ以上4625キ未満、4625キ以上4645キ未満、4645キ以上4665キ未満、4665キ以上4685キ未満、4685キ以上4705キ未満、4705キ以上4725キ未満、4725キ以上4745キ未満、4745キ以上4765キ未満、4765キ以上4785キ未満、4785キ以上4805キ未満、4805キ以上4825キ未満、4825キ以上4845キ未満、4845キ以上4865キ未満、4865キ以上4885キ未満、4885キ以上4905キ未満、4905キ以上4925キ未満、4925キ以上4945キ未満、4945キ以上4965キ未満、4965キ以上4985キ未満、4985キ以上5005キ未満、5005キ以上5025キ未満、5025キ以上5045キ未満、5045キ以上5065キ未満、5065キ以上5085キ未満、5085キ以上5105キ未満、5105キ以上5125キ未満、5125キ以上5145キ未満、5145キ以上5165キ未満、5165キ以上5185キ未満、5185キ以上5205キ未満、5205キ以上5225キ未満、5225キ以上5245キ未満、5245キ以上5265キ未満、5265キ以上5285キ未満、5285キ以上5305キ未満、5305キ以上5325キ未満、5325キ以上5345キ未満、5345キ以上5365キ未満、5365キ以上5385キ未満、5385キ以上5405キ未満、5405キ以上5425キ未満、5425キ以上5445キ未満、5445キ以上5465キ未満、5465キ以上5485キ未満、5485キ以上5505キ未満、5505キ以上5525キ未満、5525キ以上5545キ未満、5545キ以上5565キ未満、5565キ以上5585キ未満、5585キ以上5605キ未満、5605キ以上5625キ未満、5625キ以上5645キ未満、5645キ以上5665キ未満、5665キ以上5685キ未満、5685キ以上5705キ未満、5705キ以上5725キ未満、5725キ以上5745キ未満、5745キ以上5765キ未満、5765キ以上5785キ未満、5785キ以上5805キ未満、5805キ以上5825キ未満、5825キ以上5845キ未満、5845キ以上5865キ未満、5865キ以上5885キ未満、5885キ以上5905キ未満、5905キ以上5925キ未満、5925キ以上5945キ未満、5945キ以上5965キ未満、5965キ以上5985キ未満、5985キ以上6005キ未満、6005キ以上6025キ未満、6025キ以上6045キ未満、6045キ以上6065キ未満、6065キ以上6085キ未満、6085キ以上6105キ未満、6105キ以上6125キ未満、6125キ以上6145キ未満、6145キ以上6165キ未満、6165キ以上6185キ未満、6185キ以上6205キ未満、6205キ以上6225キ未満、6225キ以上6245キ未満、6245キ以上6265キ未満、6265キ以上6285キ未満、6285

駐車場等の料金相当額加算も

自動車等で通勤している人に係る通勤手当の所得税の非課税限度額の引上げを盛り込んだ所得税法施行令の一部を改正する政令が3月31日に公布され、4月1日に施行された。4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く）から適用されている。通勤に際して一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人に対して、通勤手当の非課税限度額に1か月当たり5000円を上限に駐車場等の料金相当額を加算する仕組みも設けられた。同通勤手当の非課税限度額は昨年11月にも改正されており、これに続く改正となる。

通勤手当

非課税限度額を上げ

4月1日から
自動車等での通勤で

非課税限度額は変わらず、65歳以上の人から
税限度額は、その通勤
距離の区分に応じた非
課税限度額に1か月当
りがり、95歳以上だと、

非課税限度額がこれまでも2万7700円上がった。	料金の上限5000円を加算した金額
--------------------------	-------------------

4万5700円	また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当
5万2700円	
5万9600円	
6万6400円	
満は変更なし	

す。

額とする。一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する自動車等の駐車のための駐車場等のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅、停留所その他の施設の周辺にあるものを指す。

国税庁では今回の改正を踏まえた、通勤手当の非課税限度額に関するQ&Aを4月下旬にホームページに掲載する予定。

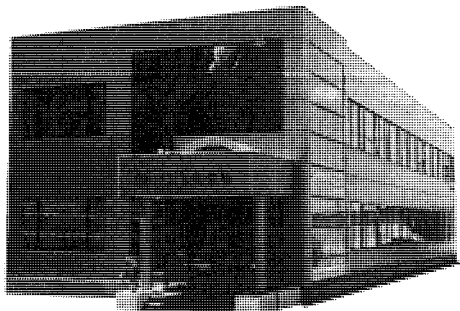
路線価図等で
正誤表を公表

国税庁
令和7年分路線価図等

令和8年度税制改正法が3月31日の参院本会議で可決・成立した。原則として8年4月1日から施行される。8年度予算の昨年度内の成立は実現しなかったものの、予算の関連法である税制改正法は年度内成立した。これにより、ある程度の混乱は回避されたか★与党の8年度大綱の「基本的考え方」の冒頭には、「強い経済」「世界で輝く日本」の実現を目指す新政権が誕生したなどと記載される。税制改正法の年度内成立はその実現の第一歩なのだろうか★しかし、自身の身の回りを見れば物価高の傾向は収まらず、広く国際情勢を見れば各地で紛争が起き、これから新たな争いが起きないとも限らない。そして、それは私たちの生活に直結する。税制改正法が年度内成立しても、安心してはいられない。

(Y)

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001	JQA-QM7681	認証登録
ISO14001	JQA-EM6007	認証登録

十五

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

中小M&Aの資格試験を実施へ

近く試験概要を公表 合格者登録制度も運用

中小企業庁が設置している中小M&A市場の改革に向けた検討会（座長＝川松中学名古屋大学大学院教授）は3月17日、今年に入ってから初めての会合を開催した。この中で、中小M&A市場の健全化に向けた資格制度の創設のため、昨年10月に開催された会合での議論を踏まえて設置した資格試験における具体的な試験内容等の検討を行うワーキンググループの討議の結果が報告され、試験科目はM&A実務、財務・税務、法務、倫理・行動規範の4科目とすることや少なくとも立ち上げ期は年3回程度の複数の受験機会を設けた上で一斉実施を想定していること、試験科目の免除は少なくとも立ち上げ期は設定しないことなどが明らかにされた。

同WGの討議の結果に加えて、高い倫理観、果、試験のコンセプト規範意識の涵養を行うことなどが重要であることが確認されたとしている。受験者像は、仲介者・FA等のM&A専門業務に関わる者、今後

住所等の変更登記が義務化

今月からスマート変更登記も開始

令和8年4月1日から、これまで任意だった、不動産の所有者（所有権の登記名義人）の住所や名前の変更登記が義務化された。住所等に変更があった場合、自身で登記申請をするのではなく、

令和8年4月1日から、これまで任意だった、不動産の所有者（所有権の登記名義人）の住所や名前の変更登記が義務化された。住所等に変更があった場合、自身で登記申請をするのではなく、

中小M&Aの仲介・FA業務を行うおととする者を主な受験対象とすることを想定している。

加えて、試験合格者に対する合格者登録制度の運用も一体として行うべき旨も確認された。合格者登録制度では、倫理規範をはじめとする中小M&A支援に関連する事項の定期講習等を登録・継続要件とすることで、試験合格者の知識の更新や倫理・行動規範に対す

る遵守意識の醸成を通じて規律の維持・向上を図る。

難易度は、基本的方針としてM&A実務を行っている者であれば、習得しておくことが期待される基本的な水準（一般的な社会人が一定期間の学習を行えば合格できる水準）を想定。具体的な合格基準のイメージとしては総得点の70～80％程度の得点率に設定し、特定の分野に偏った得点での合格を防ぐ観点から、科目別合格最低基準（50％程度）を設定するとした。ただ、

倫理・行動規範の遵守徹底を最も重要視しているというメッセージを発信するという観点

で禁忌肢（選んだ時点で失格となるような選択肢）の設定も検討している。

同検討会では近く中

法基通改正の趣旨説明を公表

グローバル・ミニマム課税

国税庁はこのほど、「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明を公表した。

令和7年度の税制改正により、各対象会計年度の国際最低課税残

余額に対する法人税および各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が創設されたことに伴い、法人税基

本通達の一部改正が行われたことに伴うもの。

各国がグローバル・ミニマム課税を導入する場合

には、モデルルール等に定められた結果に整合する形で制度を実施・運用することが求められているという背景から、同通達の一部改正においても、

その法令解釈については「再調査の請求の概要」の一部訂正について公表した。

「再調査の請求の概要」（平成27年度分については「異議申立ての概要」）で、令和6、5、4、3、2、元年度分と、平成30、29、28、27年度分の発生件数や処理件数等について、一部数値に誤りがあったという。

これらの正誤表と訂正後の資料は、同庁ホームページに掲載されている。

住所等の変更の事実を確認して、職権で変更登記をする。

東京局が公売に日本画20点 最高落札額は1500万円



東京国税局は3月25日、同局内において期日公売を行い、差押動産の日本画20点を出品した。同局では、年に数回公売が実施されるが、多数の日本画のみを出品する公売は珍しいという。

今回の公売では、世界的に活躍している千住博氏の日本画12点を出品。千住氏の代表作で滝を題材にした作品の「ウォーターホール」（見積価額1200万円）＝写真左＝や、「桜咲く」（同320万円）＝同右＝などが含まれており、注目を集めた。

そのほかに、横山操氏の「赤富士」（同80万円）、杉山寧氏の「晞」（同120万円）も出品された。

当日の最高価申込価額は、見積価額が1200万円だった千住氏の「ウォーターホール」2点で、それぞれ1500万円で落札された。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil



イクイップメントのサポート商社

株式会社 昭栄

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥

株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで創業360周年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら → カメラで右の二次元コードを読み取ってください。 パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ

本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 https://www.sato-kyoto.com/

続

傍流の正論

羊

税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

85

高市早苗内閣が主導する消費税の食料品ゼロ税率は、それがもたらす財源問題は他に譲るとして、ゼロ税率の意味するところと消費税法における類似制度である「免税」及び「非課税」との関係(異同)について論じることとする。

現行法の下での免税及び非課税と新たに導入が検討されているゼロ税率は、いずれも消費者(資産等の譲受人)段階では明示的な消費税の負担がないことでは共通している。しかし、資産の譲渡等を行う事業者の段階では大きく異なることになる。すなわち、現行の消費税は、多段階一般消費税に属するところ、事業者が消費税を納付する場合に、前段階の付加価値について生じた消費税(仕入消費税額)の控除又は譲渡価額の調整が問題となる。

この点について、現行法では、輸出免税に代表される免税については、仕入消費税額控除が認められ、多くの場合は、当該控除額が還付されることになる。しかし、非課税に関しては、仕入消費税額控除が認められていないから、仕入消費税額を譲渡価額に加算せざるを得ないことになる。

例えば、切手・はがき代は、非課税であるが、かつて、消費税率が3%に引き上げられた際、60円の切手が62円になったことがあるが、これは60円の3%相当額を上乗せしたものである(もっとも、仕入割合や端数切り上げを考えると、体の良い便乗値上げではある)。このような例は、鉄道料金についても見られるところである。

また、本稿22回で紹介した「埋葬料・火葬料」の非課税については、業者が中国資本に乗っ取られてから公共性が高い埋葬料・火葬料が数倍に引き上げられ、何のための非課税制度か分からないような事態になっている。

もっとも、前記のように、譲渡代金を任意に設定できない事業者では、非課税制度に悲鳴を上げているところもある。その代表例が医療事

業である。すなわち、医療代金の大部分を占める社会保険診療報酬が非課税であるところ、その診療報酬は国が決める公定価格であるがゆえに、切手代や電気代のように、仕入消費税額相当額を任意に診療報酬に加算できないのである。

そのため、国が仕入消費税額相当額を決定して診療報酬額に加算する方式を採用している。そして、その加算額は、消費税率10%の下で3・77%と決定されている。この3・77%という数値は、医療事業者における平均値と目されるから、設備投資等が多い(仕入消費税額の多い)病院等では損税が発生し、反対に小規模な診療所では益税が発生することになる。この問題は、医療業界だけの問題ではなく、病院が設備投資を怠るようになると、国民の医療水準にも悪影響を及ぼすという厄介な問題を生じさせる。

このように、非課税制度には種々の問題があることを考慮すると、食料品について非課税ではなくゼロ税率を採用することは、賢明な策ではある。ただし、非課税にして仕入消費税相当額を販売価額に加算することは、食料品の販売業者が膨大であることを考えると、当該加算が適正に行われることを規制することは極めて困難であると考えられるからである。

他方、ゼロ税率は、課税制度の中で税率がゼロであると考えて、通常の仕入消費税額控除を認めれば足りるということになる。そして、当該控除ができない場合には、還付を認めれば足りることになる。

それでは、前述の社会保険診療報酬についても、非課税ではなく、ゼロ税率にすれば良いとする、考え方もある。しかし、この場合には、厄介なことに前述の3・77%の診療報酬の引きはがし問題が生じる。すなわち、診療報酬代金が3・77%減額されることになると、設備投資の少ない小規模な診療所では大きな痛手となるのである。

そうなると、万事円満に解決するには、現行の非課税制度の下で、仕入消費税額が3・77%を上回ったものに対し税額還付を認めれば足りることになる(拙著「傍流の正論」264頁参照)。つまり、「非課税の下で還付はない」という常識を覆せば足りることである。

ゼロ税率と非課税

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 1

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置①

この連載では、インボイス制度に関連することで、改めて注意すべき点について解説していきますが、はじめに、国会で審議中(執筆時点)の所得税法等の一部を改正する法律案(以下「8年度改正法案」といいます。)を基に解説します。

インボイス制度に関しては、経過措置が改正の対象になっており、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除可能割合80%が、令和8年9月30日で終了することに合わせ、令和8年10月1日から令和10年9月30日までは70%に変更されます。この経過措置は、課税期間単位ではなく、個々の取引ごとに適用されますから、課税期間の途中であっても、令和8年10月1日以後の課税仕入れについては、70%の割合により仕入控除税額を計算する必要があります。

したがって、令和8年10月1日前後の課税仕入れについては、いずれの割合を適用するかを区分しなければなりません。この区分は「課税仕入れを行った日」で判断します。この「課税仕入れを行った日」がいつであるかについては、原則として、消費税法基本通達第9章((資産の譲渡等の時期))の取扱いに準ずることとされていますので(消基通11-3-1)、所得税又

は法人税における所得金額の計算上の資産の取得時期又は費用等の計上時期と同じとなります。

棚卸資産の譲渡を行った日(注)は、その引渡しがあった日とされていますから(消基通9-1-1)、この場合の課税仕入れの時期もその引渡しの日となります。したがって、令和8年10月1日以後に引渡しの日があった免税事業者等からの商品の仕入れについては、仕入税額相当額の70%の割合を適用して仕入控除税額を計算することとなります。

(注) その棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡を行ったこととしている日によります(消基通9-1-2)。

役務の提供を行った日は、原則として、その約した役務の全部の提供を完了した日になりますから(消基通9-1-5)、この場合の課税仕入れの時期も役務の提供が完了した日となります。したがって、例えば、令和8年9月21日から提供を受けている役務について同年10月20日に役務の提供が完了した場合には、令和8年10月20日が課税仕入れの日となりますから、相手先が免税事業者等である場合には、仕入税額相当額の70%の割合を適用して仕入控除税額を計算することとなります。

森田修(もりた・おさむ)氏の略歴 国税庁消費税室課長補佐、東京国税局消費税課長、千葉東税務署長等を経た後、現在、税理士、文京学院大学大学院客員教授、日本税務研究センター租税法事例研究会(消費税部会)研究員。

控除可能割合が80%から70%に移行 適用する割合は課税仕入れを行った日で判断

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。



「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社

福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。



[本社] 〒799-0401 愛媛県四国中央市村松町220 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 <https://fukusuke-kogyo.co.jp/>

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一一五五〇

裁決事例集

281

裁決のポイント

請求人が自家栽培したさつま芋を干し芋に加工して販売する事業は、簡易課税制度の適用で第三種事業（製造業）に該当するとした事例。

農業を営む審査請求人が、自家栽培したさつま芋を干し芋に加工し販売する事業は、簡易課税制度に係る事業区分において第二種事業（農業のうち飲食料品の譲渡を行う部分）に該当するとして消費税等の確定申告をしたところ、原処分が、請求人の当該事業は第三種事業（製造業）に該当するとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該事業は、日本標準産業分類の大分類「製造業」に分類されるから、簡易課税制度の適用において第三種事業に分類される製造業に該当するとして、処分は適法であるとした（令和7年9月8日付、公表裁決）。

基礎事実等

請求人は、本件各課税期間（令和2～4年）において、さつま芋、米及び飼料米を栽培し販売する事業（本件栽培事業）のほか、自家栽培したさつま芋の一部を干し芋に加工して販売する事業（本件干し芋事業）を営む個人事業者である。

請求人は、平成21年6月1日、平成22年課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨記載した簡易課税制度選択届出書を原処分庁に提出した。なお、請求人の本件各課税期間の各基準期間における課税売上高は、いずれも5000万円以下。日本標準産業分類の大分類Aは「農業、林業」とされており、その「総説」には、要旨次のとおり記載されている。

編集部編

請求人が自家栽培したさつま芋を干し芋に加工・販売する事業は第三種事業(製造業)に該当

A 農業に分類されるもの
耕種農業（水稻、陸稻、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物及び桑の栽培をいう）を行う事業所が分類される。

B 農家で製造活動を行っている場合における農業と製造業との関係

(A) 主として他から購入した原材料を使用して製造又は加工を行っている場合は農業の活動とはしない。

(B) 主として自家栽培した原材料を使用して製造又は加工を行っている場合は農業の活動とする。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるもの（作業所等）があり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは農業の活動とはしない。

日本標準産業分類の大分類Eは「製造業」とされており、その「総説」には、要旨次のとおり記載されている。

A 製造業に分類されるもの

有機又は無機物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売等する事業所が分類される。

B 製造業と農業との関係

農家が同一構内で製造活動を行っている場合、主として自家栽培又は取得した原材料を使用して製造又は加工を行っている場合は農業に分類される。

ただし、同一構内に作業所等があり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは製造業に分類される。

争点は、本件干し芋事業は、消費税法施行令第57条々中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（第5項第3号に規定する第三種事業に分類される製造業に該当するか否か）。

請求人の主張

日本標準産業分類の総説の記載は、同一構内に農業全般に使用する倉庫や設備のほか、製造又は加工にのみ使用する建物があり、かつ、その建物内で加工に専従する者がいる場合は、農業に分類されず、製造業に分類されると解すべきである。

審判所の判断

(認定事実)

本件干し芋事業に係る干し芋の加工工程は、①キュアリング及び保存工程、②洗い工程、③蒸し工程、④皮むき工程、⑤スライス工程、⑥乾燥工程、⑦梱包、出荷工程で、各工程は自宅敷地内に建てた建物（本件建物）で行われている。

干し芋の加工時期は11月下旬から翌年2月末までの約3か月間で、その期間、本件建物は専ら干し芋の加工のために使用され、それ以外の時期においては、本件栽培事業の活動のために使用されている。

請求人は、年間を通じて従業員を1名雇用、また、外国人技能実習生を数名受け入れており、当該従業員及び当該外国人技能実習生は、本件栽培事業及び本件干し芋事業に従事。干し芋の加工時期は、臨時従業員を数名雇用している。

(検討)

消費税法施行令第57条第5項第3号の規定により第三種事業に該当することとされている事業の範囲は、おおむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判定することが合理的であるところ、日本標準産業分類の総説には、農家が自家栽培した原材料を使用して製造活動を行っている場合は原則として農業に分類されるが、①同一構内に工場、作業所とみられるもの（作業所等）があり、かつ、②その製造活動に専従の常用従業員がいる場合には農業には分類されず製造業に分類される旨が記載されている。

そして、①本件建物には、干し芋の加工のための機械等が設置され、作業所等の機能を有していたといえること、②請求人が干し芋の加工時期のみ雇用し、加工作業に従事している者は、雇用期間及び作業内容からすると、本件干し芋事業の製造活動に専従する常用従業員に該当することからすれば、本件干し芋事業は、日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」に該当し、消費税法施行令第57条第5項第3号に規定する第三種事業（製造業）に該当する。

注目の二冊

経営者のための税務知識と
不服申立ての実務

西村浩司／漢昭弘 共著

「税」について悩んでいる経営者へ向けて、事業活動を展開する上で踏まえておきたい税務知識や、様々な場面に関係する税や制度について、申告や税務調査を中心に概説し、処分に不服がある場合の解決手段である「不服申立て」や「裁判」といった争訟手続についても詳細に説明。

特に、当事者として活用する場面は稀である不服申立てや税務裁判について、税務調査対応からの一連の過程を通じ、制度のしくみや手続などをチャート図・ケーススタディ等を用いて、実際の局面を想定しやすい工夫を凝らしながら解説。また、納税者の主張が認められた裁決事例を取りまとめて、審査請求における審判所の判断要素や、審査請求人の主張などを詳解し、取消裁決につながった要因を考察。

不服申立てから裁判へ…という「もしも」のことが起きた時に、経営者の助けとなる税務知識と対応策を、国税職員・税理士として経験豊富な著者が簡潔に整理しアドバイス。ポイントは「コラム」等でピックアップ。

A5判、196ページ。定価1980円（税込み）。申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001）。



Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

～ なみを超えろ ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

100年ぶりの抜本改正

1

新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

公益信託とは～仕組みの概要～

【はじめに】

公益信託制度は大正11年に旧信託法の一部として制定されて以来抜本的な見直しが行われていなかったが、その全部が改正され、新たな「公益信託に関する法律（以下「公益信託法」という）」が令和8年4月1日から施行された。

公益信託は、公益法人と同様に民間が主体となって公益的活動を行う仕組みであり、公益法人のような機関（理事会や評議員会、社員総会）が不要であること等から、潜在的需要があるとされる。そこで新しい公益信託の制度を確認し、その活用等を考えてみたい。

【信託とは】

まず信託とはどのようなものを概説する。信託とは「信じて託す」と書くように、財産を信頼できる人

公益信託法を全部改正、今月1日施行

に託して管理・運用・処分してもらう制度であり、財産を託す者を「委託者」、託される者を「受託者」、託す財産を「信託財産」、信託財産から生じる利益等を受ける者を「受益者」という（信託法2）。信託は、信託財産の所有権が委託者から受託者に移転し、その管理処分権は受託者のみが有することになるが、信託の経済的、実質的な効果（利益）は受益者が享受する。



【公益信託とは】

公益信託は、受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう（公益信託法2①一）。「公益事務」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益信託法の別表に列挙されているものであるが、その内容は、公益法人における公益目的事業と同じである（公益信託法2①二、別表）。公益事務の対象は、不特定多数であることから、受益者と区別して「受給者」などと呼ばれる。

公益信託は、委託者と受託者の間で締結される信託契約又は委託者の遺言（これらを信託行為という）によって成立し（公益信託法4）、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない（公益信託法6）。



「署長を待たせちゃ失礼だから、早く来い」と、こいつ百集をかけたんですよ」

「いやあ、昼間のビールは、うまい！誰かが言うところ、ドツと笑いが起きた。しばらく顔を合わせていなくても、かつて同じ職場で汗を流した仲間。近況や思い出話に花が咲き、いつしか声は大きくなり、笑いが絶えない。岸が赤らんだ顔で、

「話はおもしろくないよ。それでもいいかい」杉江は断りながらテーブルをぐるりと見た。どの顔も神妙に頷く。サッと酔いが冷めた気がした。「調査官としての駆け出しの頃のことさ。私の振り出しは多摩税務署だったんだが、その時のことさ――」

「それはいいわね。若い岸君の参考になるでしょうし、調査の武者だった杉江さんの体験談、私もぜひ聞きたいわ」神奈川で副署長を務め、杉江、川上が退職すれば次は自分の番になる正木（まき）の言葉に、全員が頷いてみせた。「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

その「いつか」が、今日なのだろう。「話はおもしろくないよ。それでもいいかい」杉江は断りながらテーブルをぐるりと見た。どの顔も神妙に頷く。サッと酔いが冷めた気がした。「調査官としての駆け出しの頃のことさ。私の振り出しは多摩税務署だったんだが、その時のことさ――」

「署長を待たせちゃ失礼だから、早く来い」と、こいつ百集をかけたんですよ」

「署長、お待ちしてました」部屋の障子を開けると、なつかしい顔の1つが今日の主賓である杉江良蔵（すぎえりょうぞう）に声をかけた。杉江は微笑みながら、「署長はよしてくれないか。みんなと働いていた頃は、今の立場じゃなかった。それにあと3カ月もすれば退職だ。それにしてもみんな早いね」

「じゃあ川上サブ、乾杯を――」岸の言葉に川上は、皆のグラスにビールが注がれたことを確認すると、「杉江先輩、ちょっと早いのですが、これまでお疲れさまでした。ご卒業後、引き続きよろしくお願いします。では、乾杯でご唱和ください。乾杯！」

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

■先生と呼ばれた男(1)

税務調査と真実

1

■井東 圭

杉江の2期後輩で都内の税務署で副署長を務める川上（かわかみ）が岸を肘でこすいた。税務職員は数年ごとに異動する。納税者と近くなり過ぎないためだ。東京国税局管内には84の税務署があり、同じ署で長く働くことは少ない。今日の参加者の中には10数年振りの者もいる。「じゃあ川上サブ、乾杯を――」

「それはいいわね。若い岸君の参考になるでしょうし、調査の武者だった杉江さんの体験談、私もぜひ聞きたいわ」神奈川で副署長を務め、杉江、川上が退職すれば次は自分の番になる正木（まき）の言葉に、全員が頷いてみせた。「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。

「調査の武者でもないが、そうだね……」ためらってみせたものの、杉江の心に「先生」と呼ばれた初老の男の、大きく丸い背中が浮かび上がっていた。いつか誰かに語っておきたい気がしていた。退職の日が近づくとつれ、その思いが強まっていくのを杉江自身、気づいていたのだ。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度に各国税局等の電話相談センターで受理した税務相談件数になります。

答え=

A

B

C

 万件

ナンプレの予想難易度：6

		5		6		4	3	
6		2			9	8	5	
			7	8				2
	6		9				C	
	4		5		8		6	
A					6		4	B
8				1	2			
	2	6	3			5		8
	9	4		5		1		

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 4月12日(日)

前回の答え

4

億

4

0

1

 万件



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります



本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201



各地でスマホ申告などをPR

立川ダイスの試合でイベント

立川署

東京・立川税務署(諸藤則昭署長)は、このほど、アリーナ立川立飛で開催された男子プロバスケットリーグ「B・LEAGUE」のB3リーグに所属する立川ダイスのホームゲームで、同署の若手職員がスマホとマイナナンバーカードを使った確定申告を来場者約1950人にPRした。



「スマートフォンには、スマホ申告VS書面申告」をテーマとして公募で選ばれた子どもと職員で税金ドリブル競争を行い、スマホとマイナナンバーカードを使うことで簡単かつスピーディーに確定申告できることをPR。

そのほか、会場内に税金ブースを設置し、会場を訪れた多くの子どもたちが、1億円のレプリカによる重さ体験や税金射的ゲーム、カフートを脱ぎ、税金クイズを通じて税金を楽しく学んだ。

雷部屋の獅子関一日税務署長に

泉佐野署

雷部屋の獅子関が、このほど、イオンモールりんくう泉南(大阪府泉南市)において、泉佐野税務署(植山猛署



長)の一日税務署長の委嘱を受け、マイナナンバーカードを使ったスマホ申告やキャッシュレス納付をPRした。

専門学校で租税教室開く

富良野署

北海道・富良野税務署(土田明署長)は、このほど、富良野看護専門学校において租税教室を開催した。写真。



る学生たちに対して、税金の役割や機能を学んでもらうことを目的に3年連続で開催しており、講師を歴代の税務署長が務めている。「スマホで申告してみよう」をテーマにした講義では、学生たち自身のスマホでQRコードを読み取り、確定申告書等作成コーナーにアクセス。

学生たちは、土田署長から操作の説明を受けた。写真。

町田ゼルビアの徳村選手が体験

町田署

東京・町田税務署(須藤篤志署長)は、この



のほど、FC町田ゼルビアクラブハウス別館で「FC町田ゼルビアのルキー、徳村楓大選手によるスマホ申告を体験するイベント」を行った。写真。

徳村選手は、マイナポータル連携を利用したスマホ申告を体験。無事に申告書が完成すると、「自動入力されるので、大変便利ですね」と感想を話していた。

7年度税制講演会を開催

東法連 講師に元中企庁長官の角野氏

一般社団法人東京法人会連合会(斎藤保会長)は3月5日、東京都新宿区の京王プラザホテルにおいて、令和7年度税制講演会を開催した。

まず初めに、税制税務委員長の高野吉太郎



東日本大震災と東京電力福島第一原発事故によって被災した事業者の支援活動を行ってきた角野氏は、福島復興支援活動の現場から会得した「対話と傾聴」を通じて、経営者に寄

中学生が税を題材に模擬選挙を体験

西新井署と東京上野署

東京・西新井税務署(雨宮恒夫署長)と東京上野税務署(落合信之署長)は3月3日、卒業を間近に控えた足立区立第十四中学校の3年生が「竹の塚の未来を考える!」をテーマに税を題材とした模擬選挙を行う租税教室を開催した。

この授業は、中央大学サークル「Vote at Chuo!!」と足立区選挙管理委員会とのコラボにより昨年から実施しており、今回で2回目となる。



まず初めに、生徒たちは税と選挙の関係や日本の財政について学び、その後、模擬選挙を体験。

候補者役には大学生のほか、今回初めて生徒も挑戦し、実際の選挙さながらにパネルディスカッション、街頭演説を行った。パネルディスカッションでは、税金についての意見を主張し、候補者役の大学生と熱い議論を交わした。最後に、生徒たちが有権者役となり投票を行った。写真。

参加した生徒は、「税金や選挙、政治はすべてつながっていて大事ということが分かった」「自分が納得のいく未来にするために、その一票が大切なのがわかった」と感想を話していた。

ユネスコ協会に切手などを寄贈

札幌南法人会

公益社団法人札幌南法人会女性部会(上田美千子部会長)はこのほど、部会員や会員企業に呼び掛け、書き損じハガキと切手を集め、札幌ユネスコ協会へ寄贈した。今回は書き損じハガキ16枚



と切手7672円(113枚)が集まった。20年以上、地道に協力しているこの取り組みは、ユネスコ協会の「カンボジア世界寺子屋運動」に使われ、学校に通えない地方の子どもたちの学ぶ機会をつくり、字の読み書きの出来ない子どもたちを減らすことに役立っている。

この事業の担当委員会の染谷有香委員長(写真右)は、貧困のサイクルを断ち切るには教育が大切で、今後の支援も継続が必要であると実感したことを、あらためて部会員に伝えるとしている。

あなたの事務所、5年後は誰が継いでいますか?

M&A

会計事務所事業承継支援センター

会計事務所のための事業承継・M&A支援
後継者の不在、将来の不安に専門家が伴走します

情報提供・個別相談 受付中

●お問い合わせ先

会計事務所事業承継支援センター

(株式会社実務経営サービス内)

東京都豊島区東池袋1-32-7 大樹生命池袋ビル7F

電話(フリーコール) 0800-111-1945

URL <https://www.jkeiei.co.jp/m/lp/ma/>

スマホからアクセス



急ぎで資金を調達したい...

かるガル
ファクタリング

セイノーグループだからできる
輸送コースもご用意!

カンガルー便
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

2%~9%



西濃運輸



地球環境に配慮した素材と
テクノロジーで持続可能な未来へ
ライフスタイル提案商社

TOYOSHIMA

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp